第六十八条の十五の二第八項中「、修正申告書又は更正請求書」を「（これらの規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる特定地域基準雇用者数、地方事業所基準雇用者数又は地方事業所特別基準雇用者数は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改める。

第六十八条の十五の三第一項中「第六十八条の九第六項第二号」を「第六十八条の九第八項第二号」に改め、同条第三項中「、修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる特定寄附金の額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改める。

第六十八条の十五の四第一項中「第六十八条の九第六項第四号」を「第六十八条の九第八項第五号」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第六十八条の九第六項第二号」を「第六十八条の九第八項第二号」に改め、「調整前連結税額の百分の二十に相当する金額」の下に「（第六十八条の十一第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）」を、「金額の百分の二十に相当する金額」の下に「（第六十八条の十一第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）」を加え、同条第三項中「控除される金額がある場合には、当該」を「控除される金額又は第六十八条の十一第二項及び第三項並びに次条第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち、」に改め、同条第四項中「あつては、第四十二条の十二の三第二項」を「おける第四十二条の十二の三第二項」に改め、同条第五項中「第六十八条の十一第七項、第六十八条の十三第四項」を「第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、次条第五項」に改め、同条第九項中「、修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる経営改善設備の取得価額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同条第十項中「、修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」に改め、同条第十一項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める。

第六十八条の十五の六を削る。

第六十八条の十五の五第一項中「連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人」を「連結法人」に、「限り、当該」を「限り、その」に、「、当該連結親法人及びその」を「、当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある」に、「第六十八条の九第六項第二号」を「第六十八条の九第八項第二号」に、「同条第二項」を「同条第二項第一号」に、「同条第五項第十一号」を「同条第五項第十二号」に改め、「相当する金額（」の下に「第二号ロに定める要件を満たす場合にあつては、当該雇用者給与等支給増加額のうち当該連結親法人及びその各連結子法人の雇用者給与等支給額の合計額から当該連結親法人及びその各連結子法人の比較雇用者給与等支給額の合計額を控除した金額に達するまでの金額に百分の二（当該連結親法人が中小連結親法人である場合には、百分の十二）を乗じて計算した金額を加算した金額。」を加え、「（第六十八条の九第二項に規定する中小連結親法人をいう。次項第五号ハ及びニにおいて同じ。）」を削り、同項第二号を次のように改める。

二　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める要件を満たすこと。

イ　当該連結親法人が中小連結親法人である場合　平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えること。

ロ　イに掲げる場合以外の場合　平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の当該比較平均給与等支給額に対する割合が百分の二以上であること。

第六十八条の十五の五第二項第八号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　中小連結親法人　第六十八条の九第八項第五号に規定する中小連結法人又は第四十二条の四第八項第七号に規定する農業協同組合等のうち、連結親法人であるものをいう。

第六十八条の十五の五第四項中「、修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」に、「、控除」を「及びその額のうち同項の雇用者給与等支給額の合計額から同項の比較雇用者給与等支給額の合計額を控除した金額に達するまでの金額、控除」に、「及び」を「並びに」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる雇用者給与等支給増加額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同条第六項中「第六十八条の十五の五第一項」を「第六十八条の十五の六第一項」に改め、同条を第六十八条の十五の六とする。

第六十八条の十五の四の次に次の一条を加える。

（中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第六十八条の十五の五　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、第六十八条の九第八項第五号に規定する中小連結法人（連結親法人である第四十二条の四第八項第七号に規定する農業協同組合等を含む。）又は前条第一項に規定する政令で定める連結法人に該当するもののうち、中小企業等経営強化法第十三条第一項の認定（以下この項において「認定」という。）を受けた同法第二条第二項に規定する中小企業者等に該当するもの（以下この条においてそれぞれ「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」という。）が、平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに政令で定めるソフトウエアで、同法第十三条第四項に規定する経営力向上設備等（経営の向上に著しく資するものとして財務省令で定めるもので、その中小連結親法人又はその中小連結子法人のその認定に係る同条第一項に規定する経営力向上計画（同法第十四条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に記載されたものに限る。）に該当するもののうち政令で定める規模のもの（以下この条において「特定経営力向上設備等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定経営力向上設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定経営力向上設備等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額（第六十八条の九第八項第二号に規定する調整前連結税額をいう。以下第四項までにおいて同じ。）から、当該中小連結親法人の税額控除限度額（次の各号に掲げる当該特定経営力向上設備等の区分に応じ当該各号に定める金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）及び当該各中小連結子法人の税額控除限度額の合計額を

2　中小連結親法人又はその中小連結子法人が、指定期間内に、特定経営力向上設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定経営力向上設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定経営力向上設備等につき前項の規定にかかわらず、当該特定経営力向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定経営力向上設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。